

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 住宅性能証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第18条に規定する性能証明業務の手数料（以下「手数料」という。）は、別表に掲げる額とする。

2 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積もりとする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(再発行手数料)

第4条 住宅性能証明書の再発行を行う場合の手数料は、3,300円（税込）とする。

(手数料の支払方法等)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務約款の規定による。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の加算)

第6条 次の区域について現場審査を実施する場合、別表の現場審査手数料に5,500円（税込）を加算する。

相模原市緑区、愛甲郡清川村、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町

(附則)

この規程は、平成24年8月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月30日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年3月15日より施行する。

この規程は、令和4年2月20日より施行する。

別表 住宅性能証明業務手数料

単位：円（税込）

| 性能証明項目等審査内容 ※3 | 手数料の額（1件につき） | | |
|---|--------------|--------|--------|
| | 書類審査 | 現場審査 | 合計 |
| 省エネ性能基準 | | | |
| 断熱等性能等級によるもの | 27,500 | 30,800 | 58,300 |
| 軽微な変更 ※1 | 13,750 | | |
| 設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 30,800 | 36,300 |
| 建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 15,400 | 20,900 |
| 一次エネルギー消費量等級によるもの | 33,000 | 36,300 | 69,300 |
| 軽微な変更 ※1 | 16,500 | | |
| 設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 36,300 | 41,800 |
| 建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 15,400 | 20,900 |
| 耐震性能基準 | | | |
| 軽微な変更 ※1 | 38,500 | 46,200 | 84,700 |
| 建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの | 19,250 | | |
| 建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの | 38,500 | 30,800 | 69,300 |
| 設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 46,200 | 51,700 |
| 建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの | 5,500 | 30,800 | 36,300 |
| 建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 15,400 | 20,900 |
| バリアフリー基準 | | | |
| 設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2 | 22,000 | 30,800 | 52,800 |
| 建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2 | 5,500 | 15,400 | 20,900 |

※1 書類審査後において軽微な変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。

※2 協会が発行したものに限る。

※3 性能証明項目が2以上の場合は、それぞれの手数料の合計とする。